

とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定書

富山県（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、とやまの未来創生を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、とやまの未来創生に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること
- （2） 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- （3） 産業振興、移住・U I J ターン対策の推進に関すること
- （4） 観光振興・まちづくり・文化の振興に関すること
- （5） 子育て支援・多様な人材の育成に関すること
- （6） 健康増進・スポーツ振興、SDG s の普及推進に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要な都度、協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月15日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

石井隆一 (自署)

乙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員

金井豊 (自署)